

仕様書

- 1 **業務名称** 鳥取県立博物館展示ケース内照明 LED 化業務（以下、「本業務」とする。
- 2 **業務場所** 鳥取市東町二丁目 1 2 4 番地 鳥取県立博物館（以下「委託施設」という。）
【別紙 1】 参照
- 3 **業務期間** 契約締結日から令和 9 年 2 月 1 9 日（金）までとする。

4 業務内容

鳥取県立博物館の 1 階第 2 展示活動室（二ノ蔵）において、展示ケース内の照明を LED 照明に取り替える。

（1）対象の LED 器具

- （ア）色温度は 3500K とする。
- （イ）演色性は Ra95 以上（R9～R 15 についても Ra90 以上）とする。
- （ウ）調光：5%から 100%対応できるものとし、本業務で設置する調光器で調整できること。
- （エ）光源寿命は、40,000 時間以上の製品とする。
- （オ）当該器具は、原則としてグリーン購入法適合品とし、その証明書類を発注者に提出すること。
- （カ）使用する照明器具は、一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内製造企業の製品とする。
- （キ）LED 器具及びパーツは国内で組み立てられた新品未使用品であること。

なお、本業務に使用する器具については、同等品の品番を以下に付記する。

（天井照明および下部照明）

DN ライティング㈱ TRIM LINE LED 照明器具（トリムライン）

TRE2-800 H35-APL、TRE2-850 H35-APL、TRE2-1000 H35-APL

DN ライティング㈱ SCF-LED-998 H35-APL（シームレスライン）

SCF-LED-1139 H35-APL、SCF-LEDN-APL848

トキコーポレーション MSPL-0135K-24D-B30 マイクロスポットライト

マイクロディスプレイバーライト MDB01 HC35K-B-L1000

（行灯ケース G の下部照明）

㈱キテラス ミラーユニットポールタイプ K-CMP10 - 150

LED ユニットズームタイプ K-CLZ10-35

- （ク）LED 器具に使用するパーツ（調光器、信号コード等）は、全て（カ）（キ）のものとする。また当該 LED 器具が問題なく使用できるものを用いること。
- （ケ）設置に伴う配線配管、ボックス類の設置は契約の範囲として対応すること。
- （コ）機種選定においては、納入仕様書を発注者側担当者に提出し承諾を得ること。
- （サ）LED の光源により不快感（グレア、フリッカー等）を与えないものとする。

- (シ) 展示ケース内の上部照明については床面展示有効内での均斉度は、1 : 0.7 以上で器具を設置すること
- (ス) 照明設置後に分光色彩測定計により演色性能、色温度、照度分布を測定し、発注者側担当者に測定結果をまとめた報告書を提出すること。(測定箇所は、発注者側担当者と協議の上で行うこと)
- (2) 拡散フィルム施工について
 - (ア) 展示ケース内上部, 下部の LED 照明の光拡散及び器具の影を削減するため、現状ルーバーにシート及び塩ビ板材、またはアクリル板材 t5 を取り付けること。
【本業務に使用する器具について、同等品の品番を以下に付記する】
1 mm透明塩ビ板に中川ケミカルセーフティコントロール SC-785 を貼り込み
 - (イ) 施工時に使用する雑材は、すべて新品未使用品とする。
- (3) 独立ケース用の下部照明について
トキコーポレーション MSPL-0135K-24D-B30 マイクロスポットライトもしくは、DN ライティング(株) SCF-LED 998APL のどちらかで統一して使用する。後者を使用する場合は、下部照明用 BOX【別紙 2】を制作すること。BOX の躯体に使用する木質材料には F フォスターの材料を使い、有害ガスを遮断するシートやフィルムで隙間なく全面を覆ったうえで、クロス貼りとする。

5 特記事項

- (1) 諸法規の遵守
本業務に適用される関連法令を遵守すること。
- (2) 業務責任者、技術者
受注者は、業務責任者を 1 名選任し、業務責任者選任通知書(様式第 1 号)により発注者に通知すること。
なお、法令及び仕様書等で資格による作業規制のあるものについては、有資格者がその作業を行わなければならない。
- (3) 業務工程
受注者は、業務工程について発注者と十分協議し承諾を得た上で作業を行うこと。
本業務の実施に当たっては、委託施設の運営に支障を生じないように行うとともに、設置作業にあたっての安全管理については、安全確保に必要な措置を講じ、事故の起こらないように細心の注意を払うこと。
運営の支障となる作業は原則休館日または時間外に行うこと。
設置前に現場調査、回路調査等を十分に行ってから施工すること。
納入・搬出経路については施設の管理運営上の支障に十分配慮し、当館の承諾を得ること。
- (4) 電気配線の再使用
電気配線は既設を継続使用してよい。ただし、照明器具取替前に被覆の紫外線劣化等を確認し、絶縁抵抗測定を行った上で、継続使用が可能であることを確認すること。
継続使用が困難な場合は張替とする。絶縁抵抗については本業務前後の測定値を整

理の上、発注者側担当者に提出すること。

(5) 業務完了通知書、検査及び委託料の支払

(ア) 受注者は、4の業務を完了した時は、完了の日から30日以内に報告書（機器仕様書・取扱説明書、保証書、設定表、試験成績書（施工前後の照度測定、絶縁測定記録等）、取替前後写真等を取りまとめたもの）を発注者に1部提出し、全ての業務完了後には遅滞なく業務完了通知書（様式第2号）を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(イ) (ア)の検査合格後、受注者は発注者に請求書を速やかに提出し、発注者は正当な請求書を受理してから30日以内に、受注者に請求に係る委託料を支払うものとする。

(6) 養生及び後片付け

本業務の履行に当たり、既存部分を汚染又は損傷するおそれのある場合は、適切な方法で養生を行うものとし、業務完了後には、作業部分の後片付け及び清掃を行うものとする。受注者の責めにより既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修すること。第三者に損害を与えた場合は賠償を行うこと。施工時に発生した梱包材や取り外した既存器具、蛍光管等は、受注者の責任において適正に処分すること。

(7) 光熱及び水道等の利用

本業務に必要な光熱及び水道等の利用は、事前に発注者の承諾を得て無償で利用できる。また、本業務のために来館する際は、委託施設の駐車場を利用できる。

(8) 維持管理

(ア) 保証期間中における設置したLED光源等の維持管理は、受注者において実施すること。ただし、通常使用以外の行為に起因する破損等に係る交換についてはこの限りでない。

(イ) 通常の使用における経年劣化に伴う照度低下、不点灯等の不具合については迅速に対応することとし、その体制を確立すること。

(ウ) LED光源への切り替えとの因果関係が不明瞭な不具合が発生した場合は、当該不具合の原因究明に誠心誠意協力すること。

(エ) LED光源への切り替えを原因として業務期間中に発生した対人・対物に係る損害については受注者の責任において賠償すること。併せて、被害者や訴訟等へも誠意をもって対応し、解決すること。

(オ) 保証期間内の保守については、無償とすること。

(9) その他

(ア) 業務に必要な資料の閲覧

既設機器等の状況を自ら確認し、適法に業務を行うこと。これに必要な発注者の保管している資料（各種図面、関係届出書類）については、受注者の要望により委託施設において閲覧に供するので受注者において確認のこと。

6 一般共通事項

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 秘密の保持

(ア) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。

(イ) 受注者は、本業務に従事する者並びに(3)の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して(ア)の規定を遵守させなければならない。

(ウ) 発注者は、受注者が(ア)及び(イ)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(エ) (ア) から(ウ)までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 再委託の禁止

(ア) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

(イ) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(ア)の再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

- ・再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
- ・再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(4) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(5) 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。(施工に付随して発生する軽微な建築工事、修繕等があった場合は、仕様書の範囲として対応すること)

(6) 疑義

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、受注者発注者協議の上で定めるものとする。

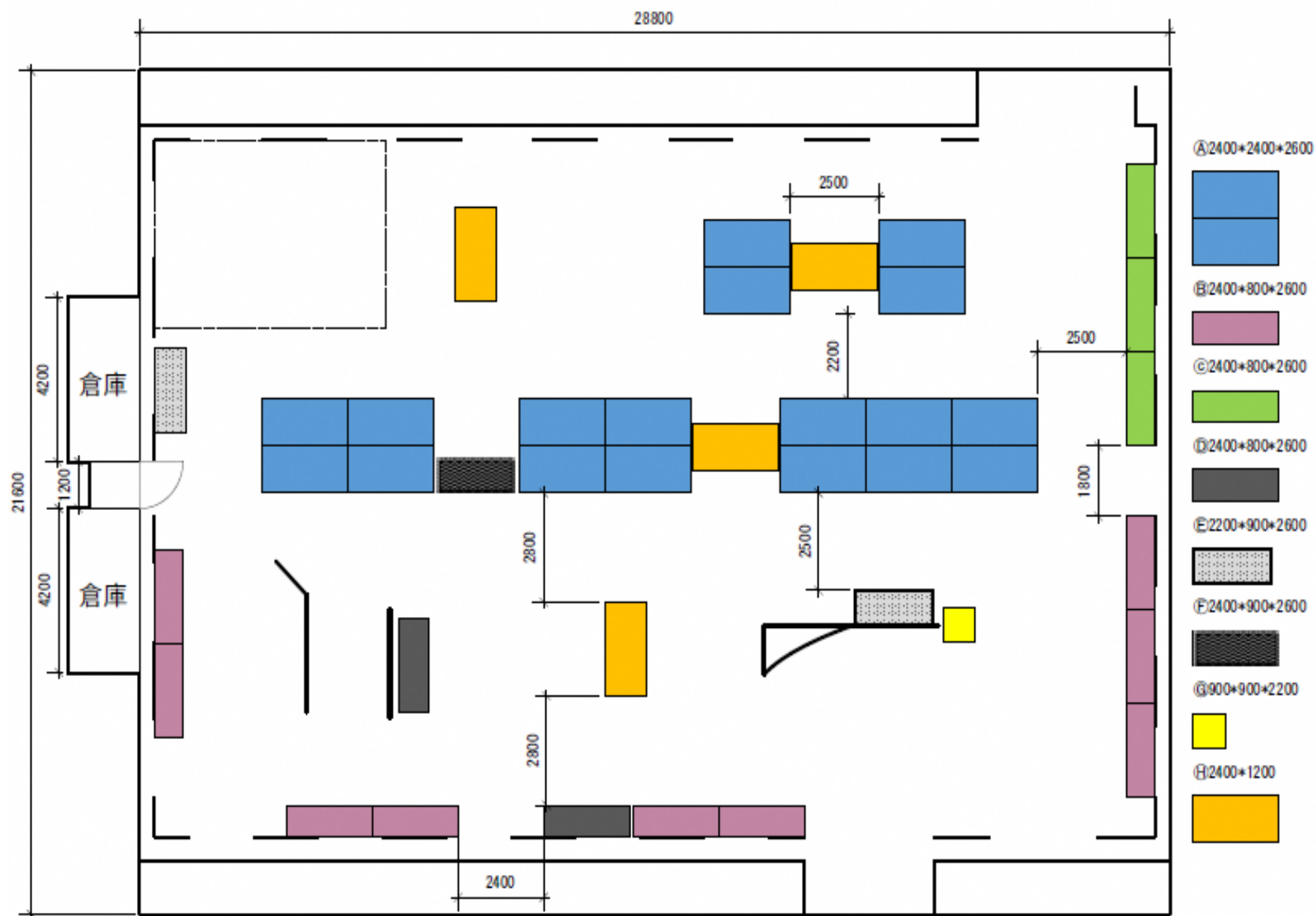
(7) 施工にあたっては博物館職員の指示に従い適切に行うこと。

7 その他

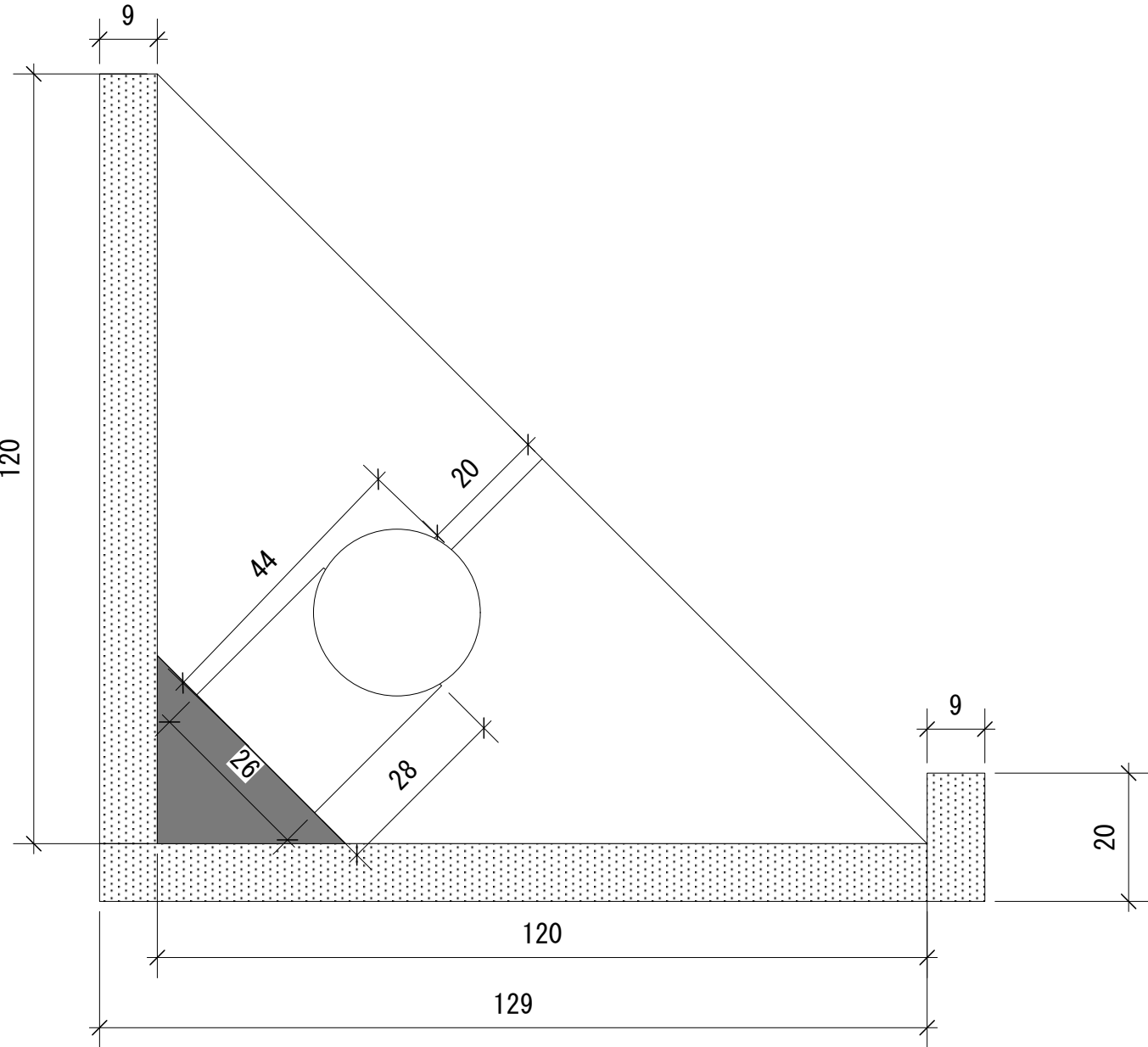
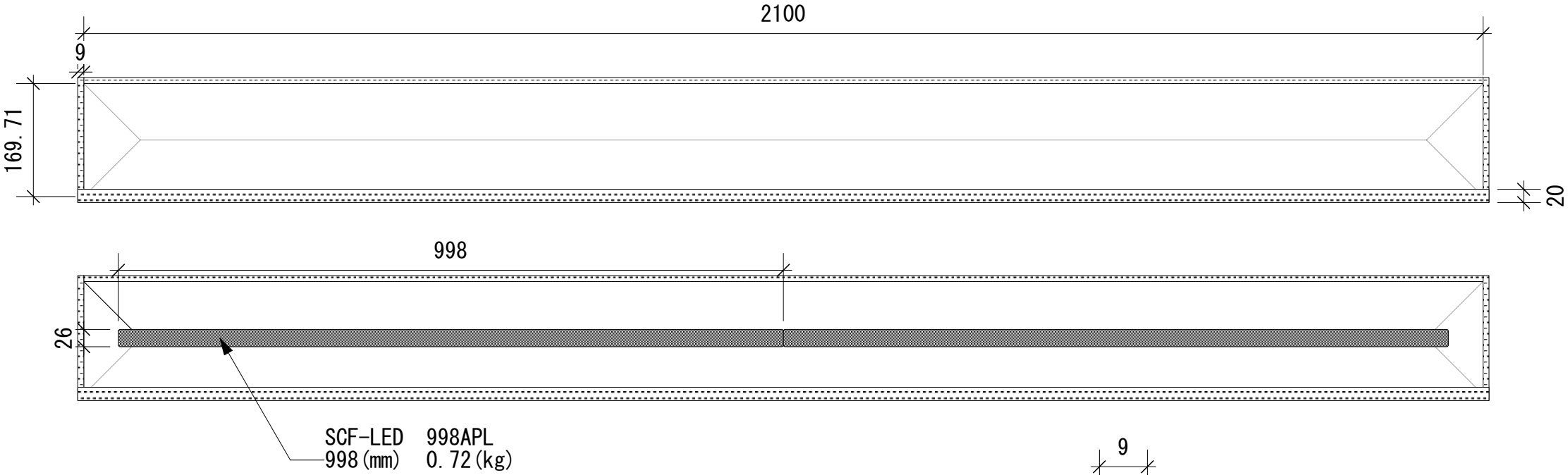
過去5年以内に、都道府県及び市町村クラス、または文化庁が認定する「公開承認施設」の博物館、美術館等でのLED照明工事の実績を有すること。

8 施工設置計画リスト表 (種類・規格・数量)【別紙3】参照

別紙1 第2展示活動室（二ノ蔵）



縮尺 1/8 (A3)



縮尺 1/1 (A3)

設置場所	番号	展示ケース	品名	ケースあたり取付台数(大きさ)	品番	数量	単位	記載事項
ニノ蔵	A	大型ケース W2400×9台				9	台	W2400×D2400×H2600
			ライン照明(上部)	6列×2セット	TRE2-850 H35-APLまたはSCF-LED-APL998	108	本	
			調光器		PDC-1000S	54	台	
		①板(塩ビ板使用の場合)	透明塩ビ板、中川ケミカル	W2400×D800×18枚	K-5555 1mm、SC-785	各18	枚	光拡散及び影を削減するため
		②板(アクリル板使用の場合)	アクリル板t5	W1160×D1100	なし	36	枚	
		①下部(スポット使用の場合)	マイクロスポットライト	下部3台/1台	MSPL-0135K-24D-B-30	9	本	展示台に設置
			MS調光器付調光セット		LPS-MS-FFDMRJ/A	3	セット	
			標準ソケット		MSP-SKT	9	本	
		②下部(ライン照明使用の場合)	ライン照明(下部)		SCF-LED-998 H35-APL	6	本	照明用BOXを別途制作(別紙2)
			調光器		PDC-1000S	3	台	
			透明塩ビ板	W2100×D170×3枚	K-5555 1mm	3	枚	
			中川ケミカル	W2100×D170×3枚	SC-785	3	枚	
ニノ蔵	B	壁付ケース W2400×9台				9	台	W2400×D800×H2600
			ライン照明(上部)	2列×2セット	TRE2-850 H35-APLまたはSCF-LED-APL998	36	本	
			調光器		PDC-1000S	18	台	
		①板(塩ビ板使用の場合)	透明塩ビ板、中川ケミカル	W2400×D750×9枚	K-5555 1mm、SC-785	各9	枚	光拡散及び影を削減するため
		②板(アクリル板使用の場合)	アクリル板t5	W1160×D740	なし	18	枚	
		①下部(スポット使用の場合)	マイクロスポットライト	下部3台/1台	MSPL-0135K-24D-B-30	9	本	展示台に設置
			MS調光器付調光セット		LPS-MS-FFDMRJ/A	3	セット	
			標準ソケット		MSP-SKT	9	本	
		②下部(ライン照明使用の場合)	ライン照明(下部)		SCF-LED-998 H35-APL	6	本	照明用BOXを別途制作(別紙2)
			調光器		PDC-1000S	3	台	
			透明塩ビ板	W2100×D170×3枚	K-5555 1mm	3	枚	
			中川ケミカル	W2100×D170×3枚	SC-785	3	枚	
ニノ蔵	C	壁付ケース W2400×3台				3	台	W2400×D900×H2600
			ライン照明(上部)	2列×2セット	TRE2-850 H35-APLまたはSCF-LED N-APL848	12	本	
			調光器		PDC-1000S	6	台	
		①板(塩ビ板使用の場合)	透明塩ビ板、中川ケミカル	W2400×D800×3枚	K-5555 1mm、SC-785	各3	枚	光拡散及び影を削減するため
		②板(アクリル板使用の場合)	アクリル板t5	W1150×D720	なし	6	枚	
ニノ蔵	D	大型ケース W2400×2台				2	台	W2400×D800×H2600
			ライン照明(上部)	1列×2セット	TRE2-1000 H35-APLまたはSCF-LED N-APL998	4	本	
			調光器		PDC-1000S	2	台	
		①板(塩ビ板使用の場合)	透明塩ビ板、中川ケミカル	W2400×D800×2枚	K-5555 1mm、SC-785	各2	枚	光拡散及び影を削減するため
		②板(アクリル板使用の場合)	アクリル板t5	W1120×D620	なし	4	枚	
ニノ蔵	E	大型ケース W2400×2台				2	台	W2400×D900×H2600
			ライン照明(上部)	2列×2セット	TRE2-1000 H35-APLまたはSCF-LED N-APL998	8	本	
			調光器		PDC-1000S	4	台	
		①板(塩ビ板使用の場合)	透明塩ビ板、中川ケミカル	W2400×D900×2枚	K-5555 1mm、SC-785	各2	枚	光拡散及び影を削減するため
		②板(アクリル板使用の場合)	アクリル板t5	W1125×D750	なし	4	枚	
ニノ蔵	F	大型ケース W2200×1台				1	台	W2200×D900×H2600
			ライン照明(上部)	2列×2セット	TRE2-1000 H35-APLまたはSCF-LED N-APL848	6	本	
			調光器		PDC-1000S	3	台	
		①板(塩ビ板使用の場合)	透明塩ビ板、中川ケミカル	W2200×D900×1枚	K-5555 1mm、SC-785	各1	枚	光拡散及び影を削減するため
		②板(アクリル板使用の場合)	アクリル板t5	W1035×D900	なし	2	枚	
ニノ蔵	G	行灯ケース 1台				1	台	W900×D900×H2000
		①上部(2本使用の場合)	ライン照明(上部)	2列×1セット	TRE2-800 H35-APL	2	本	
		②上部(4本使用の場合)	ライン照明(上部)	4角×1セット	SCF-LED-APL504	4	本	
			調光器		PDC-1000S	1	台	
		下部(スポット)	コンパクトスポットライト		zoomユニットK-CLZ10-35-W、ミラーユニットK-CML10-W	2	式	ズーム、ミラーユニット 調光付
		①板(塩ビ板使用の場合)	透明塩ビ板、中川ケミカル	W900×D900	K-5555 1mm、SC-785	各1	枚	光拡散及び影を削減するため
		②板(アクリル板使用の場合)	アクリル板t5	W900×D900	なし	1	枚	
ニノ蔵	H	覗きケース 4台				4	台	W2400×1200D
		①照明(ライン照明使用の場合)	ライン照明(上)	4本/1台	SCF-LED-H35-APL1139	16	本	
			調光器		PDC-1000S	4	台	
		②照明(バーライト使用の場合)	マイクロディスプレイバーライト	L1000×2本×2列/1台	MDB01 HC35K-B-L1000	16	本	
			ACアダプター	4台/ケース1台	LPS-M-36-24	16	台	
			調光器	4台/ケース1台	SDIM-COM	16	台	

(様式第 1 号)

業務責任者選任通知書

鳥取県立博物館長 片山 暢博 様

次のとおり業務責任者を選任したので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
 商号又は名称
 代 表 者 氏 名

業 務 名 称	鳥取県立博物館展示ケース内照明LED化業務
業 務 場 所	鳥取市東町二丁目 1 2 4 番地 鳥取県立博物館
業 務 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
業務責任者氏名	

(様式第 2 号)

業務完了通知書

鳥取県立博物館長 片山 暢博 様

次のとおり業務が完了したので通知します。

令和 年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

業 務 名 称	鳥取県立博物館展示ケース内照明LED化業務
業 務 場 所	鳥取市東町二丁目 1 2 4 番地 鳥取県立博物館
業 務 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
業 務 委 託 料	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
業務完了年月日	令和 年 月 日